

特別相談「多重債務110番」を実施しました

～多重債務問題は必ず解決できます。一人で悩まずに早めにご相談ください！～

東京都では、多重債務問題の解決に向け、府内各局や関係団体が連携して総合的な取組を推進しています。

その取組の一環として、東京三弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター（法テラス）などの専門相談窓口等と連携して、平成30年度第2回特別相談「多重債務110番」を実施しましたので、その結果についてお知らせします。

結 果 の 概 要

- ◎ 実施期間 平成31年3月4日（月）、5日（火）の2日間
- ◎ 2日間に寄せられた多重債務に関する相談件数は、全体で219件
 - ・東京都消費生活総合センター 51件
 - ・区市町の消費生活センター（23区26市1町） 45件
 - ・弁護士会、司法書士会、法テラス等の協力実施団体 123件
- ◎ 都受付分の相談の特徴
 - ・相談者の平均年齢は、52.7歳。
 - ・4社から借りている人が最も多い。最多借入先数は11社。借入先としては、信販会社が最も多い。
 - ・一人当たりの平均債務額は686万円。

消費者へのアドバイス

- ★ 多重債務に陥ると、個人の知恵や努力だけでの解決はきわめて困難になります。多重債務問題は専門家に相談する必要があります。
- ★ 都内消費生活センターでは、多重債務問題を抱える相談者を法律専門家や専門相談機関などにつなぎ、問題解決の道筋ができるまでフォローアップする「東京モデル」（「別紙」参照）を実施しています。
- ★ 債務が少額であっても、返済に不安がある場合はご相談ください。

○ 東京都消費生活総合センター（03-3235-1155）

（受付時間：月～土曜・午前9時～午後5時）（日・祝日・年末年始はお休みです。）

○ お近くの消費生活センターへはこちら → 消費者ホットライン ☎ 188

詳しくはこちらをご覧ください。



<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>



[問合せ先]

東京都消費生活総合センター相談課
電話 03-3235-9294

主な相談事例

【離婚裁判中の母親からの相談事例】

一昨年3月から夫と別居し、現在法テラスで弁護士費用建て替えを受けながら離婚裁判中。子供2人との生活費を稼ぐため、ネットで転売ビジネスを始めようとして、開業資金200万円を借り入れたが、事業がうまくいかなかった。今は、派遣社員として働いているが、月収は手取り15万円程、そのほかは夫からの生活援助の3万円だけである。生活費と借入金返済のため、借りては返しての自転車操業状態である。離婚裁判が決着つけば、一時金200万円と月額10万円の養育費が入る予定だが、難航している。債務整理したいが、どうしたらよいか。

(40歳代 女性)

★ 解決に向けた道筋

当センターに派遣された弁護士に面談していただき、弁護士から債務整理の種類と方法を説明し、相談者の場合、自己破産が妥当であろうという助言を得ました。また、相談者は、離婚裁判において法テラスの弁護士費用建て替え制度を利用しているため、破産申立てでも建て替え制度を利用すると月々の返済額が増えるのではないかということを心配していました。そこで、法テラスの担当者に確認したところ、2件以上法テラス利用をする場合であっても、返済は毎月定額でよく、現在返済中のものが払い終わってからでよいという回答を得ましたので、その旨を相談者に伝えました。

【病気による失業を契機とした多重債務の相談事例】

病気により2年間休職後、解雇された。その後、障がい者年金が月10万円支給されるようになったが、それまでに借りたローンの残債が230万円あり、その返済のため、カードローンやクレジットカードのキャッシングを利用し、借入を繰り返した。現在は年金のほかパート収入があり、月収が20万円程あるが、借金総額が増えすぎて、もうすでに返せない状態である。どうしたらよいか。

(30歳代 男性)

★ 解決に向けた道筋

当センターに派遣された弁護士に面談していただき、債務整理の方法について助言を受けました。収入に比べて、債務額が大きいことから、法律扶助制度を利用し、自己破産の手続きをする方向で進めていくよう助言を得ました。

【個人再生中の相談事例】

2年前、住宅ローンの返済が厳しくなったため、個人再生手続きを申請し、昨年、再生計画が決定した。その後、夫が定年退職したうえ、私も大病をして働けなくなってしまったため、計画通りの返済が厳しくなった。収入は夫婦合わせて月25万円であるが、月々の債務の返済額は、住宅ローン、信販会社や銀行のフリーローン、キャッシング等合わせて約30万円で、毎月赤字である。住宅だけは手放したくないがどうしたらよいか。

(70歳代 女性)

★ 解決に向けた道筋

当センターに派遣された弁護士に面談していただき、個人再生中のため、裁判所に再生計画の立て直しを申請しなければならないとの助言を受けました。当初の計画を立てた時に依頼した弁護士に計画の立て直しを依頼するのが一番いいが、それが無理であるならば、弁護士会の法律相談センターか法テラスに相談するようにという助言がありました。

東京都消費生活総合センターで受け付けた相談の概要

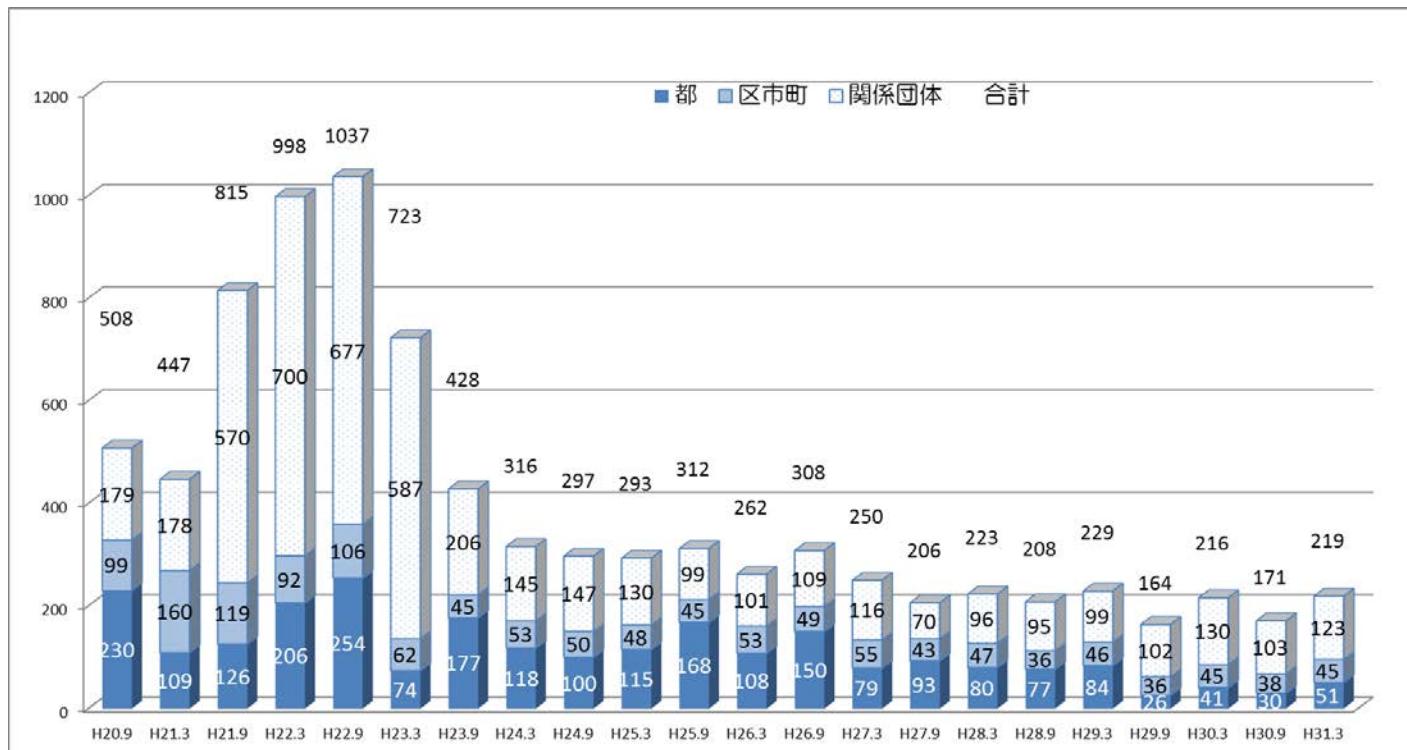
＜特別相談の体制＞

電話又は来所による相談者から消費生活相談員が相談内容をお聞きし、その内容が法律等の専門的対応を要する場合は、本人の希望を聞いたうえで、当センターに派遣された弁護士・司法書士・精神保健福祉士、法テラス、東京都生活再生相談窓口等につないだ。

1 相談件数 51件

	3月4日(月)	3月5日(火)	合計
来 訪	9件	15件	24件
電 話	12件	15件	27件
合 計	21件	30件	51件

2 特別相談で受け付けた件数の推移



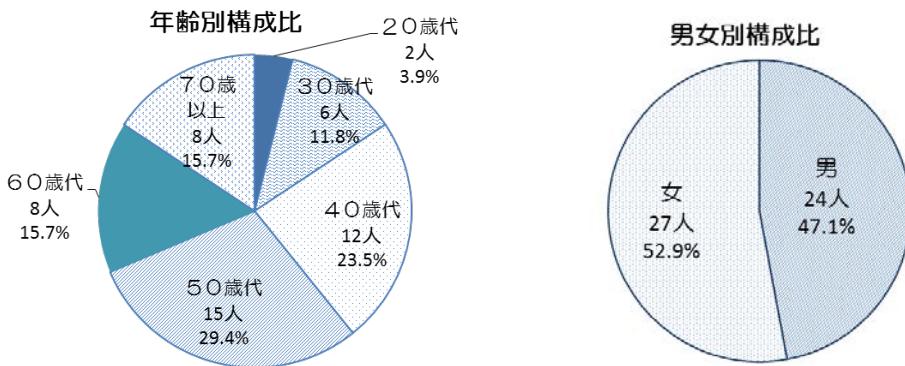
※ 貸金業法の改正（平成22年6月）以降、相談件数は減少傾向にある。

<相談内容の分析(都受付分)>

1 相談者の年齢等構成

(＊個々の比率の合計は、端数処理の関係で100%にならない場合があります。)

- ・一番多い年代は50歳代
- ・平均年齢は52.7歳
- ・最年長は77歳(女性)、最年少は27歳(女性)



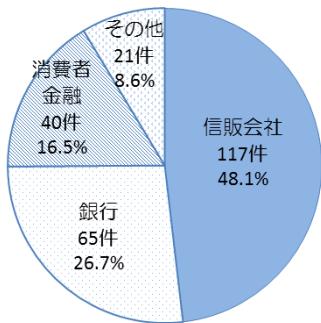
2 借入先数 (※同じ会社から複数の借入れがあるときは1社としてカウント)

- ・最多借入先数は11社。借入先として多いのは、「信販会社」、「銀行」、「消費者金融」の順であった。
- ・4社から借りている人が最も多い。

【借入先数別内訳】

借入先数	1社	2社	3社	4社	5社	6社	7社	8社	9社	10社	11社	不明
人 数	3人	5人	6人	8人	5人	5人	1人	5人	4人	2人	2人	4人
構成比	5.9%	9.8%	11.8%	15.7%	9.8%	9.8%	2.0%	9.8%	7.8%	3.9%	3.9%	9.8%

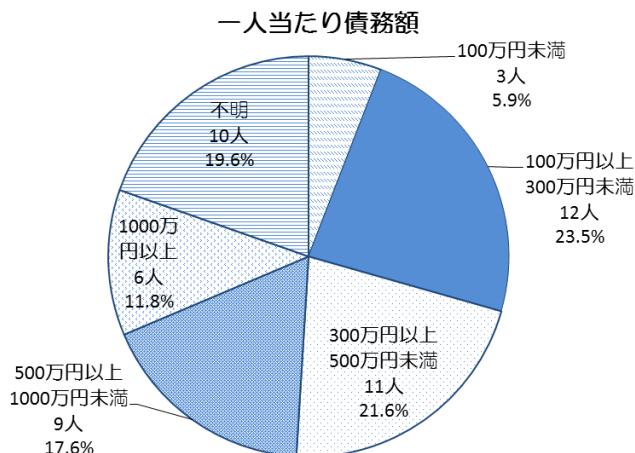
金融機関別割合



※このグラフは、相談者が利用した金融機関の延べ数243社のうち、それぞれの金融機関の占める割合を示したものである。

3 債務の状況

- ・一人当たりの平均債務額は686万円(相談者の申告額に基づく)
- ・100万円以上300万円未満の債務者の割合が23.5%で一番多い。
- ・最高債務額は3400万円(住宅ローン)



4 専門家へ引き継いだ件数一覧

<当日引き継ぎ>

弁護士会（当日の派遣弁護士）	31件
司法書士会（当日の派遣司法書士）	10件
カウンセラー（精神保健福祉士）	7件
東京都生活再生相談窓口	5件
法テラス	2件

※ 繋ぎ先が複数の場合があり、相談件数とは一致しない。

<東京モデルにより引き継いだもの>

東京都生活再生相談窓口	6件
弁護士会	2件

● 特別相談「多重債務110番」の実施団体

東京都消費生活総合センター、都内23区26市1町の消費生活センター、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター（法テラス）、（公財）日本クレジットカウンセリング協会、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、財務省関東財務局東京財務事務所、日本貸金業協会、東京都生活再生相談窓口

※ 「多重債務110番」は「自殺防止！東京キャンペーン」特別相談週間（福祉保健局）との連携事業です。

多重債務相談「東京モデル」のイメージ

